

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月6日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 2: 教育委員会 |
| 2. 都道府県名 | 佐賀県 |
| 3. 市区町村名 | みやき町 |
| 4. 届出番号 | 1 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 113-3-1(2) |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.town.miyaki.lg.jp/tyousei/_1019/_2594/_2595/_2597.html |

執行機関名 みやき町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|---------------------------------|--|--|
| ① 事務の名称 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学し遠近の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの | みやき町要保護及び準用保護児童生徒就学援助事務に係る就学援助の支給に関する事務であって要綱で定めるもの |
| ② 番号法別表第1の項 | 91 | |
| ③ 番号法別表第2の項 | 113 | |
| ④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | みやき町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第10項 みやき町要保護及び準用保護児童生徒就学援助事務に係る就学援助の支給に関する事務であって要綱で定めるもの |
| ⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条 | みやき町要保護及び準用保護児童生徒就学援助事務要綱(平成17年5月20日教委告示第16号)第1条 |
| ⑥ 事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。 | 第一条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助を与えることにより義務教育の円滑な実施に資するため、みやき町が行う援助(以下「就学援助」という。)について必要な事項を定めるものとする。 |
| ⑦ 独自利用事務の関連規範 | | みやき町要保護及び準用保護児童生徒就学援助事務要綱(平成17年5月20日教委告示第16号) |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|----------------|--|---|
| ① 根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 | みやき町要保護及び準用保護児童生徒就学援助事務要綱(平成17年5月20日教委告示第16号)第2条第3号 |
| ② 事務の内容 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金(同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。)の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 経済力判定の目安として、当該世帯全員の所得金額合計額及び教育委員会で別に定める基準収入額の12分の1が、当該世帯について算出した生活保護基準額の1.3倍未満であること。ただし、認定に当たっては所得金額等のみで一律に判断するものではなく、児童生徒の日常生活や家庭の諸事情を総合的に判断して認定の申請に係る事実についての審査に関する事務。 |
| 特定個人情報1 | | |
| ① 根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ | みやき町要保護及び準用保護児童生徒就学援助事務要綱(平成17年5月20日教委告示第16号)第2条第3項 |
| ② 情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③ 提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百二十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報 | 当該申請を行う者の保護者に係る市町村民税に関する情報 |